

もっとちかく(よりそい)

もっとふかく(おもいを)



千の風

(1年更新型) 定期保険

契約のポイント

重要事項説明 (契約概要・注意喚起情報)

このたびは弊社の生命保険をご検討いただきましてありがとうございます。
この「契約のポイント」「重要事項説明」は、ご契約の申込みにあたり大切なことがらを記載しています。

必ずご一読いただき、内容をよくご理解のうえ、申込みくださいますようお願いいたします。また、保険契約者と保障の対象となる方(被保険者)が異なる場合には、保障の対象となる方もご一読いただき、ご確認いただきますようお願いいたします。

保険金定額タイプ

50万円プラン

150万円プラン

80万円プラン

200万円プラン

100万円プラン

250万円プラン

130万円プラン

300万円プラン

保険料一定タイプ (保険料定額更新特約付)

1,000円プラン

7,000円プラン

2,000円プラン

3,000円プラン

5,000円プラン



ベル少額短期保険株式会社

登録番号 福岡財務支局長 (少額短期保険) 第1号

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前3-7-3

TEL 092-474-4444

<http://www.bell-shotan.co.jp>

葬儀保険 千の風

検索

〈募集代理店・担当募集人〉

■ご契約に関するご相談・苦情窓口について
ご契約に関するご相談・苦情につきましては、当社お客様相談室へご連絡ください。

お客様相談室 フリーダイヤル 0120-444-000

(受付時間: 10:00 ~ 17:00 土・日・祝日・年末年始の当社休業日を除く)

2021年4月

申込みの前にご確認ください

保険業法により事前にお客さまのご意向（ニーズ）の把握をおこない、そのうえでご契約の申込みをいただくことが義務づけられています。

申込みをいただく前に、つぎの「少額短期保険業者が提供する保険商品の特徴」および「当社が提供する保険商品の特徴」をご確認ください。

また、申込みをいただく場合は、申込書面の「当初意向把握欄」、「最終意向確認欄」および「重要事項確認欄」をご確認ください。

○当社は少額短期保険業者です

少額短期保険業者とは、内閣総理大臣の登録を受けて保険業を営む業者で、2006年4月の保険業法改正によって、新たに保険業をおこなうことを認められた業者です。

少額短期保険業者が販売する保険商品には、お客さまの保護を目的に一定の制限があります。

○少額短期保険業者が提供する保険商品の特徴

少額短期保険は、「少額」「短期」という名のとおり、保険金額が少額で保険期間が短い保険商品で「ミニ保険」ともよばれております。また、お客さまの多様なニーズにお応えできるようシンプルでユニークな保険商品が多数販売されており、一般の生命保険と比べると比較的保険料がお手軽という特徴があります。

○当社が提供する保険商品の特徴

当社では、「残されたご家族に不安や負担をかけたくないとの思い」をもたれる方々のために葬儀費用等に備える死亡保障型商品を提供しております（入院・手術・介護等に備える医療保障型の商品ではありません）。

【当社が提供する保険商品の特徴は、主に①から④です】

①死亡保険金額は、1被保険者につき300万円が限度となります。

②満期保険金や解約返戻金のない保険商品です。

③保険期間は、（1年更新型）定期保険です。当社が提供する（1年更新型）定期保険は、お客さまが選択される商品タイプにより更新時の満年齢によって保険料が逦増、または保険金額が逦減する場合があります。

④新規の加入年齢は満85歳迄とし、更新年齢は満99歳迄です。

少額短期保険業者とは

◆少額短期保険業者とは、内閣総理大臣の登録を受けて保険業を営む業者で、2006年4月の保険業法改正によって、新たに保険業をおこなうことを認められた業者です。

◆少額短期保険業者が提供する保険商品には、主につぎのとおり制限があります。

① 保険期間は1年（損害保険は2年）以内

② 死亡保険金額は1被保険者につき300万円以下

③ 全ての保険の保険金額総額は1被保険者につき1,000万円以下

◆なお、生命保険会社などで構成する「保険契約者保護機構」の対象ではありません。そのため、当該機構がおこなう、破たん保険会社に対する資金援助の対象となりません。

(1年更新型)定期保険 千の風のお引受けについて

当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客さまの健康状態、すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じて引受けの審査をしております。そのため、ご契約の申込みの際に「被保険者告知書」で現在の健康状態ならびに過去の入院・手術歴などをお尋ねし、原則つぎの分類にもとづき引受けしております。



「特別条件付保険特約」とは、被保険者の現在の健康状態や既往症などに応じて、保険契約に一定の条件を付加して引受けする特約です。保険契約者がこの特約(引受条件)に同意された場合に、保険契約を引受けします。特約を付加して引受けが可能な場合は、事前に保険契約者にご案内します。

尚、「特別条件付保険特約」を付加する場合、現在の健康状態や傷病歴などにより引受保険金額を制限することがあります。また、健康状態や傷病歴等により本特約を付加できないことがあります。

「特別条件付保険特約」には、3つの引受け方法があります。

(特約愛称) 特別条件付保険特約 **引受 Wide** (ワイド)

〔特約1〕 保険金削減支払法

- 主に、がん(腫瘍)等の既往症のある方を健康体で加入される方と同一の保険料で引受けの代わりに、責任開始日から一定の期間(1年~最長3年)に保険金額を削減してお支払いする特約です。
- 削減期間中の保険金額は、不慮の事故を除くすべての病気死亡に適用します。
- がん(腫瘍)の部位や施術後の経過期間により保険金額の削減期間を定めます。また、がんの部位により引受保険金額の制限をすることがあります。

〔特約2〕 特別保険料領収法

- 健康体で加入される方と同一の保険金額で引受けの代わりに、責任開始日から一定の期間(1年~最長3年)に、通常の保険料に加えて特別保険料(割増保険料)を徴収する特約です。
- お客さまの保障ニーズにあわせて〔特約1〕と〔特約2〕のどちらか一方を選択することができます。

〔特約3〕 加入条件緩和法

- 引受基準(保険に加入できるか否かの審査基準)そのものを緩和し、引受けする特約です。主に、心疾患・脳血管疾患・糖尿病・肝疾患・腎疾患等の既往症や要介護認定(一定の範囲)を受けている方で保険の加入をあきらめていた方をサポートします。
- 本特約を適用する商品タイプは「保険金定額タイプ」のみです。また払込方法は「月払」のみとなります。
- 普通保険料(標準体保険料)より保険料が高くなります。
- 責任開始日から1年以内は不慮の事故を除くすべての病気死亡について、お支払い保険金額の制限(引受保険金の20%をお支払い)があります。
- 引受保険金額は、100万円プラン以下に制限されます。また、既往症により引受保険金額が、80万円プランや50万円プランに制限されることがあります。
- 現在の健康状態や初診日・入院の経過時期により本特約を付加できないことがあります。

「特別条件付保険特約」の詳細は、19~22ページに掲載の「特別条件付保険特約のしおり」を参照ください。

ヘル少額短期保険の主契約「千の風」シリーズ 契約のポイント

(1年更新型)定期保険「千の風」は、一定期間の死亡保障を確保する、満期保険金や解約返戻金のない保険商品です。商品タイプは、保障ニーズにより「保険金定額タイプ」と「保険料一定タイプ」から選択できます。

※責任開始時点での被保険者が80歳以上の場合は、保険金額が100万円以下に制限されます。

追加契約による増額も同様に制限されます。

保険金定額タイプ

プラン (主契約)	新規加入年齢範囲	保険金額	更新時の保険金額	申込時の保険料	更新時の保険料
50万円プラン	15歳から85歳10ヶ月	50万円	同額で更新(50万円)	保険金額に もとづく 年齢に応じた 保険料	更新年齢に 応じて 保険料増加
80万円プラン		80万円	同額で更新(80万円)		
100万円プラン		100万円	同額で更新(100万円)		
130万円プラン	15歳から79歳10ヶ月	130万円	同額で更新(130万円)		
150万円プラン		150万円	同額で更新(150万円)		
200万円プラン		200万円	同額で更新(200万円)		
250万円プラン		250万円	同額で更新(250万円)		
300万円プラン		300万円	同額で更新(300万円)		

保険金定額タイプ仕組図



契約更新時に、保険金プラン・商品タイプの変更ができます。

保険金定額タイプ⇒保険金定額タイプ(保険金プランの変更)

例 ○ 100万円プラン → 50万円プラン

保険金定額タイプ⇒保険料一定タイプ(商品タイプの変更)

例 ○ 保険金定額タイプ → 保険料一定タイプ

- 更新時における保険金額以下のプランに設定されます。
- 更新案内でお手続きの方法をお知らせします。
- 詳細は9～10ページを参照ください。

保険料一定タイプ

プラン (保険料定額更新特約付)	新規加入年齢範囲	保険金額	更新時の保険金額	申込時の保険料	更新時の保険料
1,000円プラン	15歳から85歳10ヶ月	指定した 保険料に もとづく 年齢に 応じた 保険金	更新年齢に 応じて 保険金額減少	月払の場合 1,000円	同額で更新(1,000円)
2,000円プラン				月払の場合 2,000円	同額で更新(2,000円)
3,000円プラン				月払の場合 3,000円	同額で更新(3,000円)
5,000円プラン	50歳から85歳10ヶ月			月払の場合 5,000円	同額で更新(5,000円)
7,000円プラン	70歳から79歳10ヶ月			月払の場合 7,000円	同額で更新(7,000円)

保険料一定タイプ仕組図



契約更新時に、保険料プランの変更ができます。

保険料一定タイプ⇒保険料一定タイプ(保険料プランの変更)

例 ○ 3,000円プラン → 1,000円プラン

保険料一定タイプ⇒保険金定額タイプは不可

例 × 保険料一定タイプ → 保険金定額タイプ

- 保険料一定タイプ⇒保険金定額タイプの変更は取扱いしておりません。
- 更新案内でお手続きの方法をお知らせします。
- 詳細は9～10ページを参照ください。

重要事項説明〈契約概要〉

この「重要事項説明（契約概要）」は、ご契約の申込内容等に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約の申込み前に必ずお読みいただき、保障内容がお客さまご自身のご意向に沿ったものであることをご確認、ご了承のうえ申込みいただきますようお願いいたします。

※保険金定額タイプ、保険料一定タイプ共に、責任開始時点での被保険者が80歳以上の場合は、保険金額が100万円以下に制限されます。追加契約による増額も同様に制限されます。

保険商品の名称

千の風（1年更新型）定期保険

- ・保険金定額タイプ
- ・保険料一定タイプ（保険料定額更新特約付）

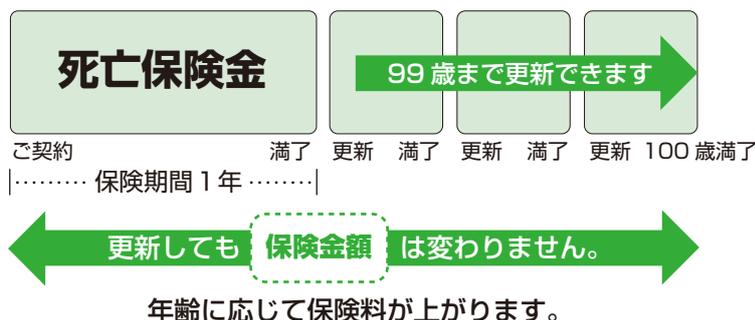
保険商品の特徴

- ・一定期間の死亡保障を確保する、満期保険金や解約返戻金のない保険商品です。

仕組図

保険金定額タイプ

保険金定額：50万円プラン・80万円プラン・100万円プラン・130万円プラン
150万円プラン・200万円プラン・250万円プラン・300万円プラン

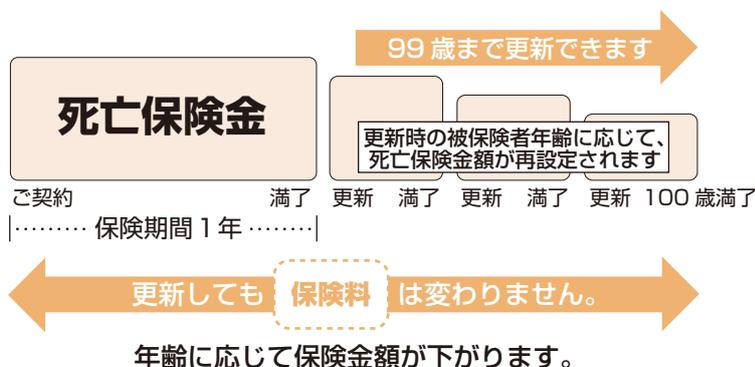


新規加入年齢範囲

- ・50万円プラン ・80万円プラン
- ・100万円プラン
15歳から85歳10ヶ月まで
- ・130万円プラン ・150万円プラン
- ・200万円プラン ・250万円プラン
- ・300万円プラン
15歳から79歳10ヶ月まで

保険料一定タイプ（保険料定額更新特約付）

保険料一定：1,000円プラン・2,000円プラン・3,000円プラン・5,000円プラン
7,000円プラン



新規加入年齢範囲

- ・保険料 1,000円プラン
- ・保険料 2,000円プラン
- ・保険料 3,000円プラン
15歳から85歳10ヶ月まで
- ・保険料 5,000円プラン
50歳から85歳10ヶ月まで
- ・保険料 7,000円プラン
70歳から79歳10ヶ月まで

保険料定額更新特約が付加されていることで、保険金額、保険料の設定については主契約よりも同特約が優先されますので、更新後の保険金額を減少させることで、保険料が一定となります。

保険金定額タイプ プラン別保険料（保険金額）表

- ・表中記載の年齢は、契約日（責任開始日）または更新日における満年齢です。
- ・表中記載の保険料（保険金額）は主契約に適用します。特別条件付保険特約が付加される契約は 19～22 ページを参照ください。

【保険金定額タイプ】 50万円プラン・80万円プラン・100万円プラン・130万円プラン

※保険金定額タイプ、保険料一定タイプ共に、責任開始時点での被保険者が 80 歳以上の場合は、保険金額が 100 万円以下に制限されます。追加契約による増額も同様に制限されます。

（単位：円）

被保険者年齢	保険金定額 50万円プラン			保険金定額 80万円プラン			保険金定額 100万円プラン			保険金定額 130万円プラン		
	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払
15歳～49歳	750	4,350	8,700	1,200	6,960	13,920	1,500	8,700	17,400	1,950	11,310	22,620
50歳～69歳	1,000	5,800	11,600	1,600	9,280	18,560	2,000	11,600	23,200	2,600	15,080	30,160
70歳～72歳	1,250	7,250	14,500	2,000	11,600	23,200	2,500	14,500	29,000	3,250	18,850	37,700
73歳～74歳	1,500	8,700	17,400	2,400	13,920	27,840	3,000	17,400	34,800	3,900	22,620	45,240
75歳～76歳	1,750	10,150	20,300	2,800	16,240	32,480	3,500	20,300	40,600	4,550	26,390	52,780
77歳～78歳	2,000	11,600	23,200	3,200	18,560	37,120	4,000	23,200	46,400	5,200	30,160	60,320
79歳	2,250	13,050	26,100	3,600	20,880	41,760	4,500	26,100	52,200	5,850	33,930	67,860
80歳	2,500	14,500	29,000	4,000	23,200	46,400	5,000	29,000	58,000	6,500	37,700	75,400
81歳	2,750	15,950	31,900	4,400	25,520	51,040	5,500	31,900	63,800	7,150	41,470	82,940
82歳	3,000	17,400	34,800	4,800	27,840	55,680	6,000	34,800	69,600	7,800	45,240	90,480
83歳	3,500	20,300	40,600	5,600	32,480	64,960	7,000	40,600	81,200	9,100	52,780	105,560
84歳	3,750	21,750	43,500	6,000	34,800	69,600	7,500	43,500	87,000	9,750	56,550	113,100
85歳	4,250	24,650	49,300	6,800	39,440	78,880	8,500	49,300	98,600	11,050	64,090	128,180
86歳	4,750	27,550	55,100	7,600	44,080	88,160	9,500	55,100	110,200	12,350	71,630	143,260
87歳	5,250	30,450	60,900	8,400	48,720	97,440	10,500	60,900	121,800	13,650	79,170	158,340
88歳	5,750	33,350	66,700	9,200	53,360	106,720	11,500	66,700	133,400	14,950	86,710	173,420
89歳	6,500	37,700	75,400	10,400	60,320	120,640	13,000	75,400	150,800	16,900	98,020	196,040
90歳	7,250	42,050	84,100	11,600	67,280	134,560	14,500	84,100	168,200	18,850	109,330	218,660
91歳	8,250	47,850	95,700	13,200	76,560	153,120	16,500	95,700	191,400	21,450	124,410	248,820
92歳	9,250	53,650	107,300	14,800	85,840	171,680	18,500	107,300	214,600	24,050	139,490	278,980
93歳	10,500	60,900	121,800	16,800	97,440	194,880	21,000	121,800	243,600	27,300	158,340	316,680
94歳	11,750	68,150	136,300	18,800	109,040	218,080	23,500	136,300	272,600	30,550	177,190	354,380
95歳	13,250	76,850	153,700	21,200	122,960	245,920	26,500	153,700	307,400	34,450	199,810	399,620
96歳	14,750	85,550	171,100	23,600	136,880	273,760	29,500	171,100	342,200	38,350	222,430	444,860
97歳	16,750	97,150	194,300	26,800	155,440	310,880	33,500	194,300	388,600	43,550	252,590	505,180
98歳	18,750	108,750	217,500	30,000	174,000	348,000	37,500	217,500	435,000	48,750	282,750	565,500
99歳	21,250	123,250	246,500	34,000	197,200	394,400	42,500	246,500	493,000	55,250	320,450	640,900

保険金定額タイプ プラン別保険料（保険金額）表

- ・表中記載の年齢は、契約日（責任開始日）または更新日における満年齢です。
- ・表中記載の保険料（保険金額）は主契約に適用します。特別条件付保険特約が付加される契約は 19～22 ページを参照ください。

【保険金定額タイプ】 150万円プラン・200万円プラン・250万円プラン・300万円プラン

※保険金定額タイプ、保険料一定タイプ共に、責任開始時点での被保険者が 80 歳以上の場合は、保険金額が 100 万円以下に制限されます。追加契約による増額も同様に制限されます。

(単位：円)

被保険者年齢	保険金定額 150 万円プラン			保険金定額 200 万円プラン			保険金定額 250 万円プラン			保険金定額 300 万円プラン			
	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	月払	半年払	年払	
新規加入保険料 (85歳10ヶ月まで申込み可能です)	15歳～49歳	2,250	13,050	26,100	3,000	17,400	34,800	3,750	21,750	43,500	4,500	26,100	52,200
	50歳～69歳	3,000	17,400	34,800	4,000	23,200	46,400	5,000	29,000	58,000	6,000	34,800	69,600
	70歳～72歳	3,750	21,750	43,500	5,000	29,000	58,000	6,250	36,250	72,500	7,500	43,500	87,000
	73歳～74歳	4,500	26,100	52,200	6,000	34,800	69,600	7,500	43,500	87,000	9,000	52,200	104,400
	75歳～76歳	5,250	30,450	60,900	7,000	40,600	81,200	8,750	50,750	101,500	10,500	60,900	121,800
	77歳～78歳	6,000	34,800	69,600	8,000	46,400	92,800	10,000	58,000	116,000	12,000	69,600	139,200
	79歳	6,750	39,150	78,300	9,000	52,200	104,400	11,250	65,250	130,500	13,500	78,300	156,600
	80歳	7,500	43,500	87,000	10,000	58,000	116,000	12,500	72,500	145,000	15,000	87,000	174,000
	81歳	8,250	47,850	95,700	11,000	63,800	127,600	13,750	79,750	159,500	16,500	95,700	191,400
	82歳	9,000	52,200	104,400	12,000	69,600	139,200	15,000	87,000	174,000	18,000	104,400	208,800
	83歳	10,500	60,900	121,800	14,000	81,200	162,400	17,500	101,500	203,000	21,000	121,800	243,600
	84歳	11,250	65,250	130,500	15,000	87,000	174,000	18,750	108,750	217,500	22,500	130,500	261,000
85歳	12,750	73,950	147,900	17,000	98,600	197,200	21,250	123,250	246,500	25,500	147,900	295,800	
更新専用保険料 (新規の申込みはできません)	86歳	14,250	82,650	165,300	19,000	110,200	220,400	23,750	137,750	275,500	28,500	165,300	330,600
	87歳	15,750	91,350	182,700	21,000	121,800	243,600	26,250	152,250	304,500	31,500	182,700	365,400
	88歳	17,250	100,050	200,100	23,000	133,400	266,800	28,750	166,750	333,500	34,500	200,100	400,200
	89歳	19,500	113,100	226,200	26,000	150,800	301,600	32,500	188,500	377,000	39,000	226,200	452,400
	90歳	21,750	126,150	252,300	29,000	168,200	336,400	36,250	210,250	420,500	43,500	252,300	504,600
	91歳	24,750	143,550	287,100	33,000	191,400	382,800	41,250	239,250	478,500	49,500	287,100	574,200
	92歳	27,750	160,950	321,900	37,000	214,600	429,200	46,250	268,250	536,500	55,500	321,900	643,800
	93歳	31,500	182,700	365,400	42,000	243,600	487,200	52,500	304,500	609,000	63,000	365,400	730,800
	94歳	35,250	204,450	408,900	47,000	272,600	545,200	58,750	340,750	681,500	70,500	408,900	817,800
	95歳	39,750	230,550	461,100	53,000	307,400	614,800	66,250	384,250	768,500	79,500	461,100	922,200
	96歳	44,250	256,650	513,300	59,000	342,200	684,400	73,750	427,750	855,500	88,500	513,300	1,026,600
	97歳	50,250	291,450	582,900	67,000	388,600	777,200	83,750	485,750	971,500	100,500	582,900	1,165,800
	98歳	56,250	326,250	652,500	75,000	435,000	870,000	93,750	543,750	1,087,500	112,500	652,500	1,305,000
	99歳	63,750	369,750	739,500	85,000	493,000	986,000	106,250	616,250	1,232,500	127,500	739,500	1,479,000

保険料一定タイプ プラン別保険金額（保険料）表

・表中記載の年齢は、契約日（責任開始日）または更新日における満年齢です。

【保険料一定タイプ】 1,000円プラン・2,000円プラン・3,000円プラン・5,000円プラン・7,000円プラン

※保険金定額タイプ、保険料一定タイプ共に、責任開始時点での被保険者が80歳以上の場合は、保険金額が100万円以下に制限されます。追加契約による増額も同様に制限されます。

被保険者年齢	保険料一定 1,000円プラン		保険料一定 2,000円プラン		保険料一定 3,000円プラン		保険料一定 5,000円プラン		保険料一定 7,000円プラン		
	月払	1,000円	月払	2,000円	月払	3,000円	月払	5,000円	月払	7,000円	
	半年払	5,800円	半年払	11,600円	半年払	17,400円	半年払	29,000円	半年払	40,600円	
	年払	11,600円	年払	23,200円	年払	34,800円	年払	58,000円	年払	81,200円	
新規加入保険金額 (85歳10ヶ月まで申込み可能です)	15歳～49歳	66万円		133万円		200万円		—		—	
	50歳～69歳	50万円		100万円		150万円		250万円		—	
	70歳～72歳	40万円		80万円		120万円		200万円		280万円	
	73歳～74歳	33万円		66万円		100万円		166万円		233万円	
	75歳～76歳	28万円		57万円		85万円		142万円		200万円	
	77歳～78歳	25万円		50万円		75万円		125万円		175万円	
	79歳	22万円		44万円		66万円		111万円		155万円	
	80歳	20万円		40万円		60万円		100万円		140万円	
	81歳	18万円		36万円		54万円		90万円		127万円	
	82歳	16万円		33万円		50万円		83万円		116万円	
	83歳	14万円		28万円		42万円		71万円		100万円	
	84歳	13万円		26万円		40万円		66万円		93万円	
	85歳	11万円		23万円		35万円		58万円		82万円	
更新専用保険金額 (新規の申込みはできません)	86歳	10万円		21万円		31万円		52万円		73万円	
	87歳	9万円		19万円		28万円		47万円		66万円	
	88歳	8万円		17万円		26万円		43万円		60万円	
	89歳	7万円		15万円		23万円		38万円		53万円	
	90歳	6万円		13万円		20万円		34万円		48万円	
	91歳	6万円		12万円		18万円		30万円		42万円	
	92歳	5万円		10万円		16万円		27万円		37万円	
	93歳	4万円		9万円		14万円		23万円		33万円	
	94歳	4万円		8万円		12万円		21万円		29万円	
	95歳	3万円		7万円		11万円		18万円		26万円	
	96歳	3万円		6万円		10万円		16万円		23万円	
	97歳	2万円		5万円		8万円		14万円		20万円	
	98歳	2万円		5万円		8万円		13万円		18万円	
	99歳	2万円		4万円		7万円		11万円		16万円	

ご契約内容について

保険商品の名称	保険証券記載のとおり
契約年齢	保険証券記載のとおり
保険期間	契約日（責任開始日）から1年間
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料払込期間は保険期間と同一です ・保険商品のタイプに応じ、つぎのとおりです 【保険金定額タイプ】 責任開始日の被保険者の満年齢による保険料を適用し、更新後は更新日における満年齢の保険料を適用します 【保険料一定タイプ】 保険契約者が選択した保険料（1,000円・2,000円・3,000円・5,000円・7,000円のいずれか）を適用します
保険金額	保険証券記載のとおり
保険料払込方法	年払、半年払、月払
保険料払込経路	保険料口座振替 (保険料の振替が2ヶ月連続で不能となった場合は、金融機関を通じて払込みをいただく場合もあります)
更新	更新日の被保険者の満年齢が100歳未満である場合に取扱います

更新時のプラン変更について

更新時に、「保険料を節約したい」「保障額を見直したい」とのご要望におこたえするために保険プランの変更が可能です。

更新時には、新規申込プランに加え、更新専用プランを用意しております。

※更新時のプラン変更の例は、10ページを参照ください。

保険金定額タイプ

■新規申込時の保険プランは8プラン

50万円
プラン

150万円
プラン

80万円
プラン

200万円
プラン

100万円
プラン

250万円
プラン

130万円
プラン

300万円
プラン



※新規申込時の保険プランを変更(減額)できます。
 ※保険金定額タイプから保険料一定タイプ(同額以下の保険金)への変更ができます。

■更新専用の保険プラン

更新専用のプランとして、保険金定額タイプ30万円プランをご用意しております。

30万円
プラン

保険料一定タイプ

■新規申込時の保険プランは5プラン

1,000円
プラン

5,000円
プラン

2,000円
プラン

7,000円
プラン

3,000円
プラン



※新規申込時の保険プランを変更(減額)できます。

※保険料一定タイプから保険金定額タイプへの変更は取扱いしておりません。

- ・更新日の2ヶ月前までに保険契約者へ送付します「保険契約更新のご案内」でプラン変更のお手続き方法をお知らせします。
- ・「保険契約更新のご案内」でお知らせする手続きにより、保険契約者より締切期限内にお申し出があった場合、更新日よりご希望の「保険プラン」に変更します。

更新専用プラン保険料表

【保険金定額タイプ】

千の風 保険金定額 30万円プラン

(単位：円)

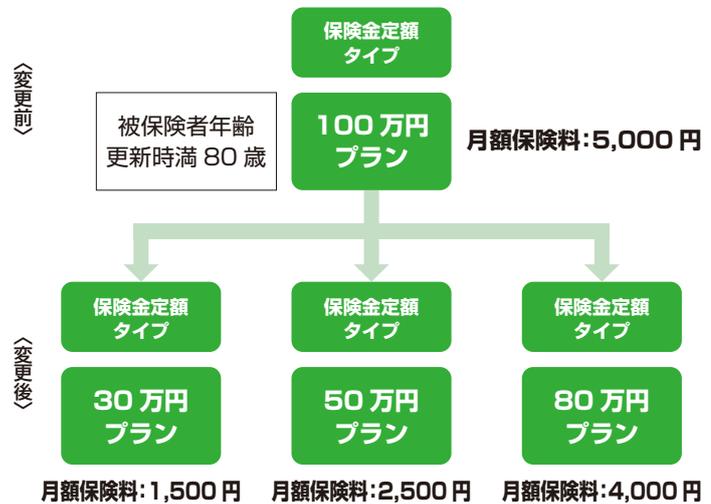
被保険者年齢	保険金定額 30万円プラン		
	月払	半年払	年払
15～49歳	450	2,610	5,220
50～69歳	600	3,480	6,960
70～72歳	750	4,350	8,700
73～74歳	900	5,220	10,440
75～76歳	1,050	6,090	12,180
77～78歳	1,200	6,960	13,920
79歳	1,350	7,830	15,660
80歳	1,500	8,700	17,400
81歳	1,650	9,570	19,140
82歳	1,800	10,440	20,880
83歳	2,100	12,180	24,360
84歳	2,250	13,050	26,100
85歳	2,550	14,790	29,580
86歳	2,850	16,530	33,060
87歳	3,150	18,270	36,540
88歳	3,450	20,010	40,020
89歳	3,900	22,620	45,240
90歳	4,350	25,230	50,460
91歳	4,950	28,710	57,420
92歳	5,550	32,190	64,380
93歳	6,300	36,540	73,080
94歳	7,050	40,890	81,780
95歳	7,950	46,110	92,220
96歳	8,850	51,330	102,660
97歳	10,050	58,290	116,580
98歳	11,250	65,250	130,500
99歳	12,750	73,950	147,900

更新時のプラン変更例

千の風は、更新時にプランの変更が可能です。毎年更新時に保障額の見直しができますので、安心して継続しやすくなっております。その一例をご紹介します。

(例1)

保険金定額 100万円プランに加入している場合で、更新日における被保険者の年齢が満80歳の時は、つぎのプラン変更が可能です。

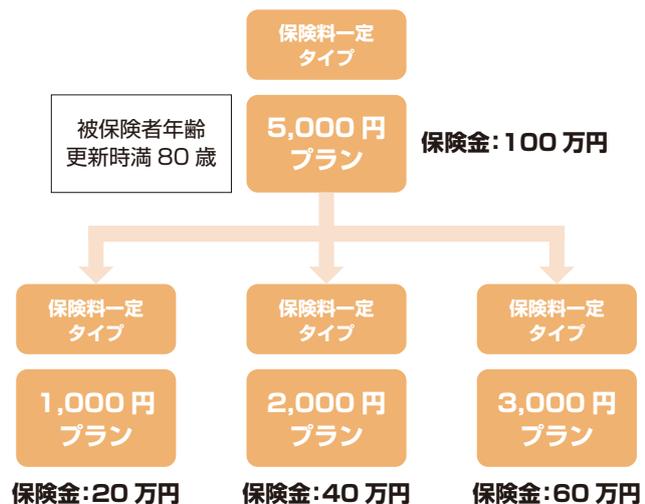


保険料一定タイプへの変更も可能です(年齢に応じて保険金額は下がります)。



(例2)

保険料一定 5,000円プランに加入している場合で、更新日における被保険者の年齢が満80歳の時は、つぎのプラン変更が可能です。



保険料一定タイプから、保険金定額タイプへの変更は取扱いしておりません。

保険金のお支払い事由について

被保険者が保険期間中に死亡したときに保険金をお支払いします。

ただし、つぎのような場合には、死亡保険金のお支払いができません。

- ・ 責任開始日から3年以内の自殺や、保険契約者または保険金受取人の故意により、被保険者が死亡したとき。
- ・ 告知義務違反により、保険契約が解除されたとき。
- ・ 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由により保険契約が解除されたとき。
- ・ 保険料の払込みがないまま払込猶予期間が経過し、保険契約が失効したとき。
- ・ 詐欺または不法取得目的により保険契約が取消または無効となったとき（この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、保険金をお支払いできません）。
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が反社会的勢力に該当すると認められたとき。

保険契約の更新について

1年ごとに、ご契約の更新をおこなうことができます。ただし、つぎの条件を満たすことが必要です。

- ・ 保険契約が、有効に継続中であること。
- ・ 保険契約者から当社宛に、保険期間満了日の1ヶ月前までに更新しない旨のお申し出がないこと。
- ・ 更新日における被保険者の年齢が100歳未満であること。

特約について

【保険金定額タイプをご契約の方】

この保険には、指定した保険料で更新後の保険金額を設定する、「保険料定額更新のための保険金額設定に関する特約（略称：保険料定額更新特約）」を付加することができます。詳しくは当社フリーダイヤルへお問い合わせください。

【保険料一定タイプ（保険料定額更新特約付）をご契約の方】

この保険には、指定した保険料で更新後の保険金額を設定する、「保険料定額更新のための保険金額設定に関する特約（略称：保険料定額更新特約）」が付加されています。

この特約のみの解約はできず、同一の保険料による更新のみ取扱います。

※ただし、保険料を引き下げて更新を引受けできる場合もあります。詳しくは当社フリーダイヤルへお問い合わせください。

契約者配当金について

この保険には配当金はありません。

解約返戻金について

この保険契約を解約した場合の解約返戻金はありません。

ただし保険金支払や解約または契約解除により消滅した場合、保険料払込当月から該当事由が発生した日を含む月までの、既に経過した期間に対応する保険料を差し引いて残額がある場合は、未経過保険料として保険契約者に返金します。

重要事項説明〈注意喚起情報〉

この「重要事項説明（注意喚起情報）」は、ご契約の申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約の申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いいたします。

- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「（1年更新型）定期保険・普通保険約款（23～28ページ）」「保険料定額更新のための保険金額設定に関する特約（27ページ）」「特別条件付保険特約（27～28ページ）」に記載しておりますのでご確認ください。
- 「保険金をお支払いできない場合について」などお客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また、既契約の解約などを前提とした新たなご契約の申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

被保険者の同意について

- ・ 保険の加入については被保険者の同意が必要です。
- ・ 誰が保険金受取人かということについても被保険者の同意が必要です（保険金受取人を変更する場合も含まれます）。

告知の大切さについて

「被保険者告知書」は被保険者ご自身で正しくご記入ください。

- ・ ご契約の申込書・告知書は重要な書類です。ご記入内容を十分にお確かめのうえ、ご自身でご署名・ご捺印をお願いいたします。

告知義務について

ご契約の申込みに際して、被保険者には、現在の健康状態などについて、ありのままに告知していただく義務があります。

告知書でお尋ねしたことについて、ありのままをお答えください。

- ・ 生命保険は大勢の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方がご契約されますと保険料負担の公平性が保たれなくなります。そのため、ご契約の申込みに際して、被保険者に現在の健康状態ならびに過去の入院・手術歴（傷病名、入院期間）など保険金支払の可能性にかかわる重要な事項について書面（告知書）でお尋ねします。当社は告知していただいた内容にもとづいてご契約を引受けできるかどうか決めさせていただきます。

告知受領権について

- ・ 告知受領権は当社（当社所定の書面「告知書」を媒介して受領）が有しています。当社の少額短期保険募集人（代理店を含みます）または当社職員には告知受領権はなく、当社の少額短期保険募集人または当社職員に口頭でお話しされただけでは、告知いただいたことにはなりませんのでご注意ください。

告知が事実と相違する場合について

「告知書」に記載されている質問事項について、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知したりしますと、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。

ただしつぎのいずれかの場合には、会社は「普通保険約款 第21条 告知義務違反による解除ができない場合」の規程により解除をすることができません。

- ①会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
- ②ご契約の担当者（保険媒介者）である少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
- ③ご契約の担当者（保険媒介者）である少額短期保険募集人が、保険契約者または被保険者に対し第19条（告知義務）の告知をしないうことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
- ④会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1ヶ月を経過したとき。
- ⑤保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由が生じたときを除きます。なお、この場合においても、責任開始の日からその日を含めて5年をこえて有効に継続したときは会社は契約を解除することはできません。

告知内容などについて確認させていただく場合について

- ・当社または当社の委託した者が、ご契約の申込み後または死亡保険金ご請求の際に、ご契約の申込内容や告知内容などについて確認のためお伺いする場合があります。

傷病歴などの告知がある場合について

- ・当社では、保険契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応をおこなっております。傷病歴等がある場合でも、引受けすることがあります（引受けできないこともあります）。
- ・当社では、お客さまの職業や契約形態等により「申込保険金額」の制限をして引受けすることがあります。また傷病歴がある場合、特別な条件（「特別条件付保険特約」）を付加して引受けすることがあります。

つぎのようなケースは告知の必要はありません。

- ・疾病の治療等ではなく健康増進のための行為（市販のビタミン剤の服用等）。
- ・医師に処方されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬等）の服用。
- ・医師の診療を受けずに完治し、現在ではその症状がない場合 など。

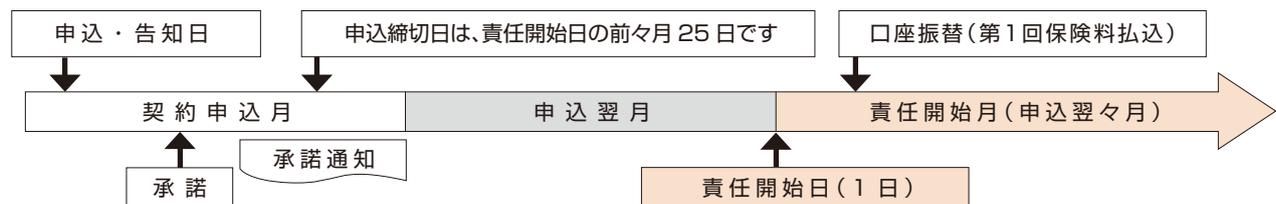
告知に関するお問い合わせについて

- ・「告知対象かどうか判断に迷う」「告知についての説明に疑問がある」など告知に関するお問い合わせ、また、「告知にもれがあったので、追加で告知をしたい」などのご連絡は当社 **お客様相談室 TEL 0120-444-000（受付時間：10：00～17：00 土・日・祝日・年末年始の当社休業日を除く）** までお願いいたします。

保険の責任開始期について

申込みいただいた契約を当社が承諾した場合には、「承諾通知と第1回保険料の口座振替案内」を保険契約者宛に郵送いたします。当社は第1回保険料の払込みがあった月の1日から契約上の責任を負います。また同日を契約日として保険期間などの計算をおこないます。

責任開始期は図示するとつぎのようになります



例：1月の25日までに保険契約申込みをいただいた場合、第1回保険料の振替は3月（翌々月）にご指定いただいた金融機関の口座からおこないます。当社で第1回保険料の払込みが確認できた時は、3月1日を責任開始日とします。

なお、第1回保険料の口座振替が不能となったときは、改めて「初回保険料振替不能通知書兼保険料お支払のお願い」を送付いたします。この場合、期日までに払込みがないときは、保険契約は不成立となります。

少額短期保険募集人の権限について

- ・少額短期保険の募集は保険業法にもとづき登録された少額短期保険募集人のみがおこなうことができます。
- ・当社の少額短期保険募集人（担当者）は、お客さまと当社との保険契約締結の媒介をおこなうもので、保険契約の代理権はありません。
- ・したがって、保険契約は、お客さまからのご契約の申込みに対して当社が承諾し、第1回保険料の払込みをいただいたときに有効に成立します。

保険金をお支払いできない場合について

- ・ **保険金支払いの免責事由に該当した場合。**
例：ご契約の責任の開始する日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、保険契約者や保険金受取人の故意によって被保険者が死亡した場合、戦争その他変乱により被保険者が死亡した場合 など。
- ・ **告知義務違反により、ご契約が解除された場合。（「告知が事実と相違する場合について」をご参照ください）**
- ・ **ご契約が詐欺または、保険金を不法に取得する目的で締結されたことにより、ご契約が取消または無効になった場合。**
- ・ **保険金を詐取する目的で事故を起こした場合など、重大事由によりご契約が解除された場合。**
例：①保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的の行為をおこなったことが判明した場合。
②保険金の請求に関し、保険金受取人の詐欺があった場合。
③その他、この保険契約を継続することを期待しえない同等の事由がある場合。
- ・ **保険料の払込みがなく、ご契約が失効した場合。**
- ・ **定期保険・普通保険約款 第22条 重大事由による解除 1項(4)の反社会的勢力に該当した場合。**

保険料の払込猶予期間について

- ・第2回以降の保険料については、払込期月の翌月初日から末日までの払込猶予期間を設けます。

契約の失効、復活について

- ・払込猶予期間内に払込みがないと、ご契約は失効します。
- ・このご契約に、復活の取扱いはありません。

契約更新のときに保険料を増額または保険金額を減額する場合について

- ・当社は本商品の収支状況の悪化などの事情から、財務局へ届出をおこなったうえで、契約更新の際に保険料を増額、または保険金額を減額する場合があります。
- ・この場合、更新日の2ヶ月前までに保険契約者宛に書面で通知のうえ、更新日（年単位の契約応当日）から変更後の保険料または保険金額を適用します。
- ・また、本商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、財務局へ届出をおこなったうえで、**更新**を引受けないこととし、更新の2ヶ月前までに、保険契約者宛に文書にて通知します。

クーリング・オフ制度について

- ・この保険商品には、クーリング・オフ制度はありません。

セーフティーネットについて

- ・この保険商品は、生命保険会社などで構成する「保険契約者保護機構」の対象ではありません。そのため、当該機構がおこなう、破たん保険会社に対する資金援助の対象でもありません。
ただし、破綻した場合の損失等の観点から、少額短期保険業者登録時ならびに毎決算期に供託金として法務局へ供託しております。

他社からの保険契約の乗り換えについて

他社で現在ご加入されている保険契約を解約、減額し、新たに当社でご契約の申込みをご検討されている場合、一般的につきのような不利益となる事項があります。

- ・多くの場合、解約返戻金などの払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額になるか、もしくは、全くないこととなります。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ・新たに申込みのご契約について、被保険者の健康状態などにより引受けをお断りする場合があります。また、新たなご契約として責任開始の日から3年以内の自殺の場合や告知義務違反の場合など、保険金をお支払いできない場合があります。

保険金のお支払いについて

- ・保険金をお支払いするためには、**保険金受取人より保険金支払いのご請求をいただく必要があります**ので、保険金のお支払事由が生じた場合、保険金受取人はすみやかに募集代理店もしくは当社にご連絡ください。
- ・保険金のお支払事由が生じた場合、同一被保険者が複数のご契約にご加入されているケースでは、複数の保険金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

被保険者による保険契約者への契約解除の請求について

つぎの場合には、被保険者は保険契約者に、ご契約の解除を請求することができます。

- ・保険契約者または保険金受取人が当社に保険金を支払わせることを目的として故意に被保険者を死亡させようとしたとき。
- ・保険金受取人が保険金請求についての詐欺をおこなったとき（未遂を含みます）。
- ・保険契約者または保険金受取人によりご契約の存続が困難となる程の被保険者の信頼を失う重大な事由があったとき。
- ・保険契約者と被保険者との間の親族関係が終了したり、その他被保険者が保険加入に同意した基礎となる事情が著しく変更されたとき。

租税に関することについて

保険料控除について

少額短期保険の商品には、税法上の保険料控除は適用されません。

保険金と税金（保険契約者が個人の場合）について

保険金を受け取った場合は、所得税、相続税、贈与税のうちいずれかの税が課税対象とされます。

- ① 保険契約者と被保険者が同一人の場合……相続税の対象となります。
- ② 保険金受取人が保険契約者の場合……所得税の対象となります。
- ③ 保険金受取人が保険契約者以外の場合……贈与税の対象となります。

申込みに際してお客さまの意向把握と意向確認について

保険業法により事前にお客さまのご意向（ニーズ）の把握をおこない、そのうえでご契約の申込みをいただくことが義務づけられています。

申込みをいただく前に「少額短期保険業者が提供する保険商品の特徴」や「当社が提供する保険商品の特徴」をご確認ください。また「契約のポイント」「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」や「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料などをご覧いただき、お客さまご自身のご意向に沿った申込内容となっているかをご確認ください。

お客さまのご意向に沿っているか、特に確認いただきたい事項（当社が提供する保険商品の特徴）

当社では、「残されたご家族に不安や負担をかけたくないとの思い」をもたれる方々のために葬儀費用などに備える死亡保障型商品を提供しております（入院・手術・介護等に備える医療保障型の商品ではありません）。

【当社が提供する保険商品の特徴は、主に①から④です】

- ① 死亡保険金額は、1 被保険者につき 300 万円が限度となります。
- ② 満期保険金や解約返戻金のない保険商品です。
- ③ 保険期間は、（1 年更新型）定期保険です。当社が提供する（1 年更新型）定期保険は、お客さまが選択される商品タイプにより更新時の満年齢によって保険料が通増、または保険金額が通減する場合があります。
- ④ 新規の加入年齢は満 85 歳迄とし、更新年齢は満 99 歳迄です。

時効による請求権の消滅

- ・ 保険金をご請求いただく権利は、そのお支払いなどの事由が生じた日の翌日からその日を含めて 3 年を経過したとき、時効により消滅します。

更新について

- ・ ご契約を更新しないときは、保険期間満了日の 1 ヶ月前までに保険契約者から更新しない旨のお申し出をしてください。お申し出がないときは、会社は保険契約者から更新のお申し出があったものとしてご契約の更新をいたします（保険料または保険金額は、更新時の満年齢にもとづいて新たに計算します）。

再保険について

- ・ 当社は、お客さまのご契約について、引受けリスクを適切に分散させるために再保険（再々保険以降の出再を含む。以下「再保険」という）をおこなうことがあります。その場合、再保険の引受け、維持・管理に必要な個人情報を再保険会社に対し提供することがあります。

その他

- ・ この保険商品には、満期保険金・契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更の取扱いはありません。

少額短期保険募集人の販売資格の確認について

- ・ ご契約の担当者である少額短期保険募集人の販売資格などに関して確認をご希望の場合には、当社お客様相談室までご連絡ください。

■お客様相談室 TEL 0120-444-000

（受付時間：10:00～17:00、土・日・祝日・年末年始の当社休業日を除く）

苦情・相談窓口について

当社はお客さまからお申し出いただいた苦情などにつきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客さまの必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

〔当社の苦情・相談窓口〕

■ お客様相談室 TEL 0120-444-000

（受付時間：10:00～17:00、土・日・祝日・年末年始の当社休業日を除く）

〔金融 ADR 制度（指定紛争解決機関）の連絡先〕

■ 少額短期ほけん相談室 TEL 0120-82-1144

（受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00、土・日・祝日・年末年始の休業日を除く）

一般社団法人 日本少額短期保険協会

〒104-0032

東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF 八丁堀ビルディング 2F

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

個人情報の収集・利用目的について

当社は、お客さまとのご契約の締結などのお取引を安全・確実に進め、より良い商品・サービスの提供をおこなうため、お客さまの個人情報を収集いたします。収集させていただいた情報は、ご契約の締結・維持管理・保険金のお支払い、商品・サービスのご提供・ご案内その他の目的のため、業務上必要な範囲で利用いたします。

- ・当社は、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を定めております。その内容については、当社ホームページにてご確認ください。

ベル少額短期保険株式会社ホームページ <http://www.bell-shotan.co.jp/>

- ・なお、つぎの点についてあらかじめご同意いただいたうえ申込みください。

①個人情報の収集

当社では、適正かつ公正な手段によって、お客さまの個人情報（特定個人情報などを除きます）を収集します。主には、保険契約申込書やアンケートなどによる収集や各種商品・サービスに関する資料をご請求の際に、電話・その他の通信媒体などを通じて収集します。

②個人情報の利用目的

当社では、お客さまに関する情報を、つぎのような目的のために利用いたします。

- ・保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金などの支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスの案内・提供
- ・当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他、保険に関連・付随する業務

③同意いただきたいこと

- ・機微（センシティブ）情報の取得・利用

少額短期保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、最小限の機微情報を取得・利用します。これらの機微情報については、業務上必要な範囲で、少額短期保険募集人（当社代理店）および、保険契約者、被保険者、受取人などに提供することがあります。

- ・機微（センシティブ）情報の利用限定について

保健医療などに関する機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則第 53 条の 10 および同法施行規則第 234 条 1 項第 17 号にもとづき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

特定個人情報（マイナンバー）の収集・利用目的について

当社は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」にもとづく「個人番号（特定個人情報）」を収集し法令に定める範囲で利用する場合があります。

- ・当社は上記に関する「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定めております。
その内容については、当社ホームページにて確認ください。

ベル少額短期保険株式会社ホームページ <http://www.bell-shotan.co.jp/>

〔特定個人情報を収集・利用する目的〕

「マイナンバー法」の適用を受けて、当社が「個人番号」を利用する主な事務はつぎのとおりです。

- ・死亡保険金支払に関し必要に応じ「個人番号」の提供を受け、これを法定調書（支払調書）に記載し税務署長に提出する事務。

※平成 28 年 1 月 1 日以降の保険金支払等に係る法定調書から適用。

支払情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会および少額短期保険業者とともに、保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、または無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、**一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ** (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

ベル共済から千の風（1年更新型）定期保険に乗換されるお客さまへ

18 ページの「ベル共済から千の風（1年更新型定期保険）乗換に関する重要事項説明（注意喚起情報）」をご一読いただき、乗換をされる保険がお客さまのご意向にそった商品であるか、十分に確認ください。

主な保険用語のご説明

約款	保険契約の基本的な内容や条件、及び、ご契約上の権利義務などを定めた文書です。
保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などの内容を具体的に記載したものです。
保険契約者	保険契約を結ぶ当事者であり、保険料の支払義務を負う人をいいます。
被保険者	生命保険の保障の対象となる人（保障をうける人）をいいます。
保険金受取人	保険金を受け取る権利のある人をいいます。
会社	保険業者のことであり、このご契約においては、ベル少額短期保険株式会社をいいます。
保険金	被保険者が所定の支払事由に該当されたときに、会社がお支払いするお金をいいます。
保険金額	契約金額のことであり、死亡保険においては同額が保険金となります。
保険料	保障の対価として、保険契約者が会社に支払うお金をいいます。
免責事由	約款上、保険金をお支払いできないと定めた事由のことで、保険金のお支払い事由が発生しても、免責事由に該当するときは、会社は支払い義務を免れます。
告知義務	契約申込みの際、会社の指定する保険契約上の重要な事項につき真実を告げなければならない保険契約者及び被保険者の義務をいいます。
責任開始日	申込みされた契約が有効に成立し、保障が開始される日をいいます。
契約日	保険期間の開始となる日のことで、この保険においては責任開始日と同じです。
保険期間	契約日以降、会社が保障をおこなう期間のことで、この保険においては1年間です。
失効	払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
解除	保険期間の途中で保険会社が保険契約を消滅させることです。
保険料定額更新のための保険金額設定に関する特約条項	（略称：保険料定額更新特約）主契約に付加することにより、保険契約者があらかじめ指定した保険料にもとづいて、主契約の更新後の保険金額を設定し直す特約をいいます。
特別条件付保険特約	被保険者の健康状態や過去の病歴などに応じて、保険契約に付加する特約（引受条件）のことをいいます。保険契約者がこの特約に同意された場合に、保険契約を引受けます。

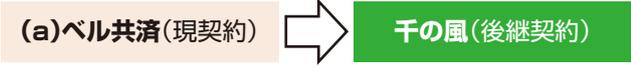
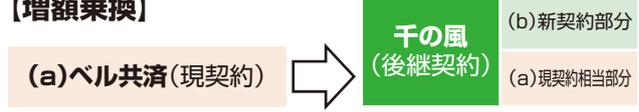
「ベル共済」から「千の風(1年更新型定期保険)」乗換に関する重要事項説明(注意喚起情報)

「ベル共済」から「千の風(1年更新型定期保険)」に乗換をされるお客さまに、特にご留意をいただきたい事項の説明書です。お客さまにとって、不利益となる項目も含まれております。乗換をされる保険がお客さまのご意向にそった商品であるか、十分に確認のうえ申込みください。

☑乗換について

共済契約の解約を前提として、新たに「千の風(1年更新型定期保険)」に申込みすることをいいます。

共済契約から「同額(減額)」と「増額」で乗り換える場合には相違する点があります。つぎの説明図で確認ください。以下、ベル共済を「**現契約**」・新たな契約「千の風(1年更新型定期保険)」を「**後継契約**」といたします。

【同額(減額)乗換】	【増額乗換】
	
<h3>☑加入審査について</h3> <ul style="list-style-type: none">●加入審査は、「乗換扱」(新契約扱の引受基準を緩和した基準)でおこないます。●会社が定める被保険者年齢範囲により、「被保険者告知書」の提出が必要です。この場合、健康状態により引受けをお断りすることがあります。●後継契約の被保険者年齢により、「被保険者告知書」の告知項目を簡易にする取扱い(限定告知基準)があります。ただし、この場合でも保険契約者(被保険者)が意思(判断)能力のない方は、申込みができません。たとえば、「認知症」「アルツハイマー病」「パーキンソン病」「精神的疾患」等で契約意思(判断)能力のない方が該当します。	<h3>☑加入審査について</h3> <ul style="list-style-type: none">●加入審査は、「新契約扱」の引受基準でおこないます。●「被保険者告知書」の提出が必要です。従って、健康状態により引受けをお断りすることがあります。
<h3>☑保険金がお支払いできない場合について</h3> <ul style="list-style-type: none">●「千の風(1年更新型定期保険・普通保険約款)」に準じます。ただし、現契約(a)の終期日までの保険事故が発生した場合は、「告知義務違反」および「責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺をしたとき」に該当する場合でも保険金をお支払いします。●「被保険者告知書」の提出を不要とする取扱いの場合は、上記に拘わらず保険金をお支払いします。	<h3>☑保険金がお支払いできない場合について</h3> <ul style="list-style-type: none">●「千の風(1年更新型定期保険・普通保険約款)」に準じます。ただし現契約相当部分(a)については、現契約の終期日までの保険事故が発生した場合、「告知義務違反」および「責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺をしたとき」に該当する場合でも、保険金をお支払いします。●新契約部分(b)は、「告知義務違反」および「責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺をしたとき」に該当する場合は、保険金をお支払いしないことがあります。

☑後継契約について

後継契約は、「千の風(1年更新型定期保険)」で、一定期間の死亡保障を確保する満期保険金や解約返戻金のない保険商品です。また、1年ごとの更新日における被保険者の満年齢で保険料を再計算するため、商品タイプにより保険料が通増または保険金が増減します。なお、後継契約はベル共済規約における「特別施行保証」はありません。

☑後継契約の成立後について

現契約は、後継契約の成立をもって解約処理をおこない保障が消滅します。この場合の解約日は、後継契約の責任開始日の前日となります。なお、現契約の解約にともなう「特別施行割引保証額」は、ベル共済規約にもとづき計算をおこない、追って「解約通知」とあわせ「葬祭施行割引保証書」を送付します。

☑現契約の保険料払込みについて

- 現契約と後継契約の責任開始日の間に無保険期間を生じさせないため、現契約の保険料は責任開始日の前月分迄のお支払いが必要になります。現契約が保険料未納により失効にならないよう、ご注意ください。
- 金融機関での保険料引落の都合上、後継契約の初回保険料は現契約の保険料と重複して引落しされる場合があります。その場合は、後日現契約の過収保険料を同一の口座へ返金します。

☑乗換手続後、後継契約の成立前に発生した保険事故について

後継契約の責任開始日の前日までに保険事故が発生した場合は、現契約(a)の保険金を保障します(共済保険金額を保障します)。この場合、現契約(a)に死亡日が属する月迄の未納保険料がある場合は、保険金額からその額を差し引き、残額を保険金としてお支払いします。

特別条件付保険特約(「保険金削減支払法」・「特別保険料領収法」とは

「特別条件付保険特約」とは、被保険者の現在の健康状態や傷病歴などに応じて、保険契約に付加する特約(引受条件)のことをいいます。保険契約者がこの特約に同意いただければ、保険契約を引受けます。

つぎの「**保険金削減支払法**」と「**特別保険料領収法**」の方法から、いずれか一方を選ぶことができます。

〔1〕 保険金削減支払法

「**保険金削減支払法**」とは、健康体で加入される方と**同一保険料**で引受ける代わりに、一定の期間(1年～最長3年)、**保険金を削減して支払う特約**です。

- ① 削減期間は、引受審査により1年から最長3年の期間を定めています。
- ② 支払保険金額は、右の「**保険金削減支払法／保険金支払率表**」にもとづき計算します。
- ③ 保険金の削減は、すべての病気死亡に適用します。ただし、不慮の事故による死亡の場合は、引受保険金額の100%をお支払いします。

保険金削減支払法／保険金支払率表

支払保険金額は、 $\text{引受保険金} \times \text{保険金支払率}(*1)$ で計算します。

経過期間	削減期間・保険金支払率(*1)		
	1年	2年	3年
責任開始日から1年以内の死亡	75%	60%	40%
責任開始日から1年をこえ2年以内の死亡	100%	70%	50%
責任開始日から2年をこえ3年以内の死亡	100%	100%	60%
責任開始日から3年をこえた死亡	100%	100%	100%

(例)

保険金定額タイプ 100万円プラン (引受保険金 100万円)

被保険者年齢 65歳

【特別条件付保険特約】**保険金削減支払法／削減期間 2年**が適用された場合

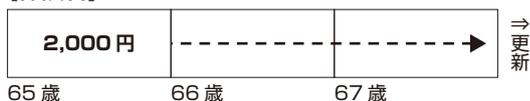
※責任開始日から2年間、保険金額を削減します。

【支払保険金額と保険料】

【支払保険金額】



【保険料】



※ご契約を更新された場合は、更新日の満年齢に応じた保険料を適用します。

- 1** 責任開始日から1年以内の病気死亡の場合、**60万円**をお支払いします。(引受保険金額の60%をお支払いします)
- 2** 責任開始日から1年をこえ2年以内の病気死亡の場合、**70万円**をお支払いします。(引受保険金額の70%をお支払いします)
- 3** 責任開始日から2年をこえた死亡の場合、**100万円**をお支払いします。(特別条件付保険特約の付加期間が終了します)

※なお、削減期間中の不慮の事故を原因とする死亡の場合は、引受保険金額の100%をお支払いします。

〔2〕特別保険料領収法

「特別保険料領収法」とは、健康体で加入される方と同一の保険金で引受ける代わりに、一定の期間（1年～最長3年）、特別保険料（割増保険料）を徴収する特約です。

- ① 特別保険料とは、健康体の保険料（普通保険料）に一定の割増をした保険料のことをいいます。
- ② 特別保険料の徴収期間は、引受審査により1年から最長3年の期間を定めています。
- ③ 特別保険料は、右の「特別保険料領収法／保険料割増率表」にもとづき計算します。

特別保険料領収法／保険料割増率表

特別保険料（割増保険料）は、普通保険料 × 割増率（*1）で計算します。

経過期間	徴収期間／割増率（*1）		
	1年	2年	3年
責任開始日から1年間	33%	66%	150%
責任開始日から1年をこえ2年以内の期間	0	42%	100%
責任開始日から2年をこえ3年以内の期間	0	0	66%
責任開始日から3年をこえた期間	0	0	0

（例）

保険金定額タイプ 100万円プラン（申込保険金 100万円）

被保険者年齢 70歳 月払保険料 2,500円（普通保険料）

【特別条件付保険特約】特別保険料領収法／徴収期間2年が適用された場合

※責任開始日から2年間、特別保険料を徴収します。

【支払保険金額と保険料】

【支払保険金額】

70歳	71歳	72歳
100万円	100万円	100万円
▲責任開始日	⇒更新	⇒更新

【徴収保険料】

②特別保険料	→	⇒更新
①普通保険料	→	⇒更新

1 1年目 4,150円	2 2年目 3,550円	3 3年目 2,500円
------------------------	------------------------	------------------------

1 1年目 徴収保険料 **4,150円**
（内訳）①普通保険料2,500円 + ②特別保険料1,650円
（=2,500円×66%）

2 2年目 徴収保険料 **3,550円**
（内訳）①普通保険料2,500円 + ②特別保険料1,050円
（=2,500円×42%）

3 3年目 徴収保険料 **2,500円**
（特別条件付保険特約の付加期間が終了します）

※ご契約を更新された場合は、更新日の満年齢に応じた普通保険料を適用します。

「保険金削減支払法」・「特別保険料領収法」に共通する注意事項

- ① 特約を付加することができる保険商品は、保険金定額タイプのみです。
- ② 被保険者の現在の健康状態や傷病歴などによって、申込み保険金額を制限することがあります。
- ③ 特約付加期間は、引受審査により1年から最長3年の期間を定めています。
- ④ 保険契約に適用する「保険金の削減期間」または「特別保険料の徴収期間」は、「保険契約引受けに関する同意書」に記載しています。
- ⑤ 特別条件付保険特約の付加期間中に保険契約の更新により保険料が上がる場合があります。
- ⑥ 特別条件付保険特約の付加期間中のプラン変更は、取扱いません。

その他 ご注意いただきたい点

- ① 「保険契約引受けに関する同意書」は、保険契約締結の成立をもって有効になります。同意いただいた場合は、「保険契約引受けに関する同意書（控え）」を保険証券とともに保管ください。
- ② 同意いただけない場合は、本契約は成立しません。この場合、申込書類の一切は当社に帰属し返却しませんので、ご了承ください。

特別条件付保険特約「加入条件緩和法」とは

「加入条件緩和法」とは、引受基準(保険に加入できるか否かの審査基準)を緩和し、持病や健康上の理由で保険の加入をあきらめていた方をサポートする特約です。このたびの申込内容は、引受審査の結果、本特約の付加が可能です。保険契約者がこの引受条件に同意いただければ、保険契約を引受けます。

〔3〕加入条件緩和法

本特約は、申込内容や保険金額に制限があります。つぎの内容をしっかりとご確認ください。

- ① 責任開始日から1年以内の病気死亡の場合は、支払保険金に制限があります。

死亡時期	支払条件
責任開始日から1年以内の病気死亡	引受保険金額の20%をお支払いします。 (不慮の事故を原因とする死亡の場合は、引受保険金額の100%をお支払いします。)
責任開始日から1年をこえた死亡	引受保険金額の100%をお支払いします。 (病気、不慮の事故を原因とする死亡を問いません。)

- ② 保険料は、健康体の方より高くなります。次ページの『〔加入条件緩和法専用〕保険金プラン保険料表』で確認ください。
③ 本特約は、申込内容に つぎの制限があります。申込内容が制限される場合、その内容は「[保険契約引受けに関する同意書](#)」(以下、「同意書」といいます)に記載しております。

(例)

保険金定額タイプ 100万円プラン (申込保険金 100万円)

【特別条件付保険特約】加入条件緩和法

【支払保険金額】

1 1年目死亡

20万円

▲責任開始日

2 2年目死亡

100万円

⇒更新

⇒更新

1

責任開始から1年以内の病気死亡の場合、**20万円**をお支払いします。(引受保険金額の20%をお支払いします。)

2

責任開始日から1年をこえ2年以内の病気死亡の場合、**100万円**をお支払いします。(引受保険金額の100%をお支払いします。)

本特約を付加するための申込内容の制限(同意事項)

つぎの制限が申込内容と合致しない場合は、申込内容の変更が必要です。変更が必要な内容は、同封の「[同意書](#)」に記載していますのでご確認ください。

- ① 払込方法は月払のみです。
年払・半年払で申込まれた契約は、月払に制限されます。
② 保険商品は保険金定額タイプのみです。
保険料一定タイプで申込まれた契約は、保険金定額タイプに制限されます。
③ 申込保険金額の上限は100万円です。
保険金額が100万円以下で申込まれた場合でも、被保険者の現在の健康状態や傷病歴などによって引受保険金額の上限を定めています。上限とする保険金額を確認し、次ページの『〔加入条件緩和法専用〕保険金プラン保険料表』の中からお選びください。

【加入条件緩和法専用】保険金プラン保険料表

同意書に記載している上限の保険金額を確認のうえ、
つぎのプランからお選びください。

(単位：円)

50万円プラン

	年齢	月払保険料
	新規加入保険料	15~49
50~69		1,260
70~72		1,850
73~74		2,195
75~76		2,770
77~78		3,300
79		3,795
80		4,570
81		5,070
82		5,640
更新専用保険料	83	6,290
	84	7,030
	85	8,330
	86	9,370
	87	10,565
	88	11,935
	89	13,520
	90	15,175
	91	17,260
	92	19,675
	93	22,480
	94	25,745
	95	27,930
	96	32,085
	97	36,945
	98	42,655
	99	49,390

80万円プラン

	年齢	月払保険料
	新規加入保険料	15~49
50~69		2,016
70~72		2,960
73~74		3,512
75~76		4,432
77~78		5,280
79		6,072
80		7,312
81		8,112
82		9,024
更新専用保険料	83	10,064
	84	11,248
	85	13,328
	86	14,992
	87	16,904
	88	19,096
	89	21,632
	90	24,280
	91	27,616
	92	31,480
	93	35,968
	94	41,192
	95	44,688
	96	51,336
	97	59,112
	98	68,248
	99	79,024

100万円プラン

	年齢	月払保険料
	新規加入保険料	15~49
50~69		2,520
70~72		3,700
73~74		4,390
75~76		5,540
77~78		6,600
79		7,590
80		9,140
81		10,140
82		11,280
更新専用保険料	83	12,580
	84	14,060
	85	16,660
	86	18,740
	87	21,130
	88	23,870
	89	27,040
	90	30,350
	91	34,520
	92	39,350
	93	44,960
	94	51,490
	95	55,860
	96	64,170
	97	73,890
	98	85,310
	99	98,780

30万円プラン

年齢	月払保険料
15~49	450
50~69	750
70~72	1,110
73~74	1,310
75~76	1,660
77~78	1,980
79	2,270
80	2,740
81	3,040
82	3,380
83	3,770
84	4,210
85	4,990
86	5,620
87	6,330
88	7,160
89	8,110
90	9,100
91	10,350
92	11,800
93	13,480
94	15,440
95	16,750
96	19,250
97	22,160
98	25,590
99	29,630

《ご参考》更新専用プラン

更新時には、ご予算に応じてプランの変更ができます。左記のプランに加え 30 万円プランを用意しております。

(単位：円)

その他 ご留意いただきたい点

- ① 「保険契約引受に関する同意書」は、保険契約締結の成立をもって有効になります。同意いただいた場合は、「保険契約引受けに関する同意書(控え)」を保険証券とともに保管ください。
- ② 同意いただけない場合は、本契約は成立しません。この場合、申込書類の一切は当社に帰属し返却しませんので、ご了承ください。

千の風

(1年更新型) 定期保険 定期保険・普通保険約款

定期保険 普通保険約款

(2008年4月 1日制定)
(2010年4月 1日改訂)
(2012年7月 1日改訂)
(2013年7月 1日改訂)
(2014年5月 1日改訂)
(2016年2月 1日改訂)
(2017年9月 1日改訂)
(2018年4月 1日改訂)
(2020年4月 1日改訂)

この保険の趣旨

この保険は、ご家族の生活安定のため、被保険者の万一の場合に備えていただく保険です。

第1条 保険金の支払

- この保険契約において支払う保険金は、つぎのとおりです。
死亡保険金（当約款においては「保険金」とします。）
被保険者が保険期間中に死亡したとき、保険証券記載の保険金を支払います。
- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、保険金を支払います。
- 保険料の払込方法（回数）が年払、半年払の保険契約で前2項の規定により保険金を支払った場合は、会社は、その支払事由が生じた日においてその日の属する月の翌月以降の期間に対応する既収保険料がある場合には、下記に記載する式より計算した当該期間分の返金保険料を保険金受取人に支払います。
返金保険料
＝既収保険料 × (月払保険料 ÷ 経過月数)

第2条 免責事項

- つぎのいずれかにより被保険者が死亡した場合は、保険金を支払いません。
 - 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - 保険契約者または保険金受取人の故意によって被保険者が死亡したとき。
 - 戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき。
- 保険金受取人が故意によって被保険者を死亡させた場合で、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、会社は、保険金の残額をその他の保険金受取人に支払います。
- 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払または削減して支払うことがあります。
- 第1項第1号から第3号までの免責事由は、更新した場合を含めて有効期間中のすべてにわたり適用されます。
- 免責事由に該当したときは、その時から保険契約は消滅します。

- 第1項により保険契約が消滅した場合に、会社はその事由が生じた日において、その日の属する月の翌月以降の期間に対応する既収保険料がある場合には、第1条第3項の規定に基づき計算した当該期間分の返金保険料を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、免責事由に該当した場合は、支払いません。

第3条 責任開始期と契約日

- 会社は、代理店の募集人または郵便もしくはインターネットを經由して行われた保険契約の申込を受け付けます。
- 会社は、会社が保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料の口座振替が行われたときは、その日の属する月の初日を責任開始日とします。
- 前項の場合、第1回保険料の口座振替が行われなかったときは、保険契約は不成立となります。
- 会社は、責任開始日を契約日と定め、保険料は契約日における被保険者の満年齢により計算します。また、保険期間は契約日を含めて計算します。
- 会社が保険契約の申込を承諾する場合は、第1回保険料の振替案内を兼ねた「承諾通知」を責任開始日の前日までに届くように保険契約者宛に送付します。
- 保険契約は、会社が前項の「承諾通知」を発した時に成立するものとします。
- 会社は、第1回保険料を受領した後に保険証券を保険契約者宛に発行します。

第4条 保険証券

会社は、保険契約者に対し、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。

- 会社名
- 保険契約の種類（商品の正式名称とプラン名を表示）
- 保険契約者の氏名または名称
- 被保険者の氏名その他のその被保険者を特定するために必要な事項
- 保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- 支払事由
- 保険金額およびその支払方法
- 保険料およびその払込方法
- 保険期間の始期（契約日）および終期（満了日）
- 保険証券を作成した年月日
- 特別条件付保険特約が適用された場合には、特別条件の内容

第5条 保険料の払込

- 保険契約者は、保険契約の保険料払込期間中、毎回第6条（保険料の払込方法（経路））に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に保険料を払い込むものとします。

- (1) 払込方法（回数）が月払（12回）の場合
契約日の月ごとの応当日（以下、「月単位の応当日」といいます。）の属する月の初日から末日まで。
- (2) 払込方法（回数）が年払（1回）または半年払（2回）の場合
契約日の1年ごとの応当日（以下、「年単位の応当日」といいます。）または契約日の半年目の応当日（以下、「半年単位の応当日」といいます。）の属する月の初日から末日まで。
- 2 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの応当日から翌応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 3 第2回以後の保険料（更新後の保険料を含みます。以下、同じ。）の振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 払込方法（回数）が月払の場合
翌月の振替日に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 払込方法（回数）が年払または半年払の場合
翌月の振替日に再度口座振替を行います。
 - (3) 第1号および第2号による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、第7条第1項に定める払込猶予期間内に払込期月の到来した保険料を会社の指定した場所に払い込むものとします。
- 4 第1項の保険料が、保険契約の消滅する日の属する月の翌月（第7条の規定により保険契約が効力を失った場合は、効力を失った日の属する月）以降に払い込まれた場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの払込期月の末日までに保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
- 4 更新後の保険金額は、更新前の保険金額と同じとします。
- 5 更新後の保険契約の保険期間および保険料の払込方法（回数）は、更新前の保険期間および保険料の払込方法（回数）と同じとします。
- 6 前項の規定にかかわらず、保険期間満了日の1カ月前までに保険契約者が申出をすれば、会社の定めるところにより、前項の規定による保険料の払込方法（回数）を変更して更新することができます。
- 7 更新後の保険契約には更新日の定期保険普通保険約款を適用し、その保険料は、更新日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 8 更新後の第1回保険料は更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合第5条（保険料の払込）、第6条（保険料の払込方法（経路））、第7条（保険料の払込猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
- 9 更新後の保険料が振替えられた場合は、保険契約者宛に「更新通知書」（保険契約が更新された旨の案内）を送付します。保険証券は新たに発行せず、当初の保険証券に「更新通知書」を合わせて、新しい保険証券の代わりとします。
- 10 第2項の規定にかかわらず、更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、保険契約は更新されません。
- 11 会社は本保険商品の収支状況などの事情から、契約更新の際に保険料を増額し、または保険金額を減額する場合があります。この場合、更新日の2カ月前までに保険契約者に書面で通知のうえ、更新日（年単位の応当日）から変更後の保険料または保険金額を適用します。
- 12 会社は本保険商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本商品の新たな更新を引き受けないことがあります。この場合、更新の2カ月前までに保険契約者宛に書面により通知します。

第6条 保険料の払込方法（経路）

保険契約者は、つぎのいずれかの保険料払込方法（経路）により保険料を払い込むことを要します。

- (1) 保険料口座振替扱（会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法）
（保険料が「指定口座」から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとみなします。）
- (2) 金融機関等への振込扱（会社の指定した金融機関等の口座に振り込むことにより払い込む方法）
（第1号の方法で払込猶予期間中の保険料振替が不能となったときに限ります。）

第7条 保険料の払込猶予期間および保険契約の失効

- 1 第2回以後の保険料については、払込期月の翌月初日から末日までの払込猶予期間を設けます。
- 2 払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。
- 3 この保険においては、復活の取り扱いはありません。

第8条 払込猶予期間中の保険金の支払い

第7条の払込猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。

第9条 保険期間および保険契約の更新

- 1 本保険契約の保険期間は、契約日もしくは以下に規定する更新日から1年間です。
- 2 会社は保険期間満了日の2カ月前に、保険契約者宛に「更新案内」を送付し、保険契約者が保険期間満了日の1カ月前までに契約を継続しない旨を通知しない限り、更新の請求があったものとし、保険契約は、保険期間満了日の翌日に更新されます。この場合、保険期間満了日の翌日を更新契約の更新日とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、更新日において本保険契約が有効に継続していないとき、または被保険者の年齢が満100歳以上の場合、本条の更新を取り扱いません。

第10条 保険金の請求、支払時期

- 1 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金受取人は、会社にただちに通知して下さい。
- 2 支払事由が生じた保険金受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を提出して保険金を請求して下さい。
- 3 会社は保険金を、不備の無い必要書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 4 保険金を支払うために特に確認が必要なつぎの各号に掲げる事項がある場合には、それぞれ当該各号に定める事項の確認（医師等への確認を含みます。）を行います。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
保険金の支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号及び第3号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- 5 前項の確認をするために、以下の各号に掲げる事項について特別な照会や調査が不可欠な場合における保険金支払の期限は、前2項の規定にかかわらず、第2項の書類が会社に到着した日の翌日から起算して180日（各号のうち複数に該当する場合であっても180日）を経過する日とします。
 - (1) 第4項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会。
 - (2) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての学究機関等の専門機関による医学または工学等

の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定。

- (3) 第4項第1号、第2号または第4号に定める事項についての保険契約者、または保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他刑事手続が開始されたことが報道等から明らかなおける、第4項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会。
- (4) 第4項各号に定める事項についての日本国外における調査。
- 6 第4項または第5項に該当する場合、会社は、保険金受取人に保険金を支払うために確認が必要な事項および保険金を支払うべき期限を通知します。
- 7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（医師等への確認が必要な場合に確認の同意に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- 8 第3項から第5項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、会社は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を保険金受取人に支払います。

第11条 保険契約者の住所等の変更

- 1 保険契約者が住所、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます。）を変更したときは、ただちに会社に通知して下さい。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所等に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

第12条 保険金受取人の変更

保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、保険金受取人を変更することができます。

- (1) 保険金受取人の変更は、会社が定めた範囲内で行うことができます。
- (2) 保険金受取人の変更申請を行うときは、保険契約者が必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- (3) 前号の通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第13条 遺言による保険金受取人の変更

- 1 第12条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、会社の定める範囲内で、保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、会社に対抗することはできません。
- 4 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

第14条 保険金受取人の死亡

- 1 保険契約者は、保険金受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、被保険者の同意を得て、遅滞なく保険金受取人の変更をして下さい。
- 2 保険契約者が保険金受取人の変更申請を行うときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 第1項および第2項の届出がない場合に、保険金受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
- 4 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、その者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
- 5 前2項の規定により保険金受取人となった者が2人以上い

る場合、その受取割合は均等とします。

第15条 保険契約者の変更

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更申請を行うときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。

第16条 保険契約者または保険金受取人の代表者

- 1 保険契約について、保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を定めて下さい。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上いる場合には、その責任は連帯とします。

第17条 詐欺による取消し

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、その保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 告知義務

保険契約の締結の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知することを要します。

第20条 告知義務違反による解除

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、故意または重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたときは、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合、会社は、保険金の支払を行いません。また、すでに保険金の支払を行っていたときは、その返還を請求することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、または保険金受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金受取人に解除の通知をします。
- 5 保険料の払込方法（回数）が年払、半年払の保険契約の場合で、会社がこの保険契約を解除した日において、その日の属する月の翌月以降の期間に対応する既収保険料がある場合には、第1条第3項の規定に基づき計算した当該期間分の返金保険料を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができない場合

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。

- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
 - (4) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1カ月を経過したとき。
 - (5) 契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき、ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由が生じたときを除きます。なお、この場合においても、責任開始日からその日を含めて5年をこえて有効に継続したときは、会社は契約を解除することはできません。
- 2 第1項第2号および第3号については、保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合は適用しません。

第22条 重大事由による解除

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、故意に被保険者を死亡（未遂を含みます。）させた場合。
 - (2) 保険金受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、故意に被保険者を死亡（未遂を含みます。）させた場合。
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合。
 - ア. 反社会的勢力^注に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力^注に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力^注を不当に利用していると認められること。
 - エ. 保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力^注がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力^注と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

^注 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

 - (5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、この保険契約の保険契約者に係る他の保険契約が重大事由によって解除されることなどにより当会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人が会社に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合。
- 2 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 第1項第1号から第5号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金^注を支払いません。
^注第1項第4号のみに該当した場合で、第1項第4号アからオまでに該当したのが保険金受取人のみで、その保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに保険金を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除したときは、その保険契約が年払・半年払の場合、会社は、第1条第3項の規定に基づき計算した返金保険料を保険契約者に支払います。

- ただし、第1項第1号に該当するときは支払いません。
- 4 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項第1号の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については第1条第3項の規定に基づき計算した返金保険料を保険契約者に支払います。
 - 5 本条の規定による解除については、第20条（告知義務違反による解除）第4項の規定を準用します。

第23条 解約

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 この保険契約を解約した場合の解約返戻金はありません。
- 4 保険料の払込方法（回数）が年払、半年払の保険契約の場合で、当該保険契約の解約請求を会社が受理した日において、その日の属する月の翌月以降の期間に対応する既収保険料がある場合には、第1条第3項の規定に基づき計算した当該期間分の返金保険料を保険契約者に支払います。

第24条 保険金額の減額

- 1 第9条第4項の規定にかかわらず、保険契約者は、更新時において保険金額の減額を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、保険期間満了日の1カ月前までに必要書類（別表1）を会社に提出して下さい。
- 3 会社が本条の減額を承認したときは、将来の保険料を改めます。
- 4 本条の減額は、会社が承諾した日の直後に到来する更新日から効力を生じます。
- 5 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額については取り扱いません。

第25条 契約年齢の計算

契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算します。

第26条 契約年齢または性別の誤りの処理

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約を取り消すことができるものとし、会社の定める範囲内であったときは実際の年齢に基づいて保険料または保険金額を変更し、過去の保険料の差額を清算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合、会社の定めるところにより処理します。

第27条 契約者配当

この保険契約には、契約者配当は行いません。

第28条 時効

保険金の支払を請求する権利および第1条（保険金の支払）第3項、第2条（免責事項）第6項、第20条（告知義務違反による解除）第5項、第22条（重大事由による解除）第3項および第4項、第23条（解約）第4項に定める返金保険料を請求する権利は、該当事由が生じた日の翌日からその日を含めて3年間請求がない場合には消滅します。

第29条 保険期間中の保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減支払

- 1 保険金の支払事由の発生が著しく増加するなど、更新時の対応では収支改善が見込めないときは、保険期間中に保険料を増額しまたは保険金額を減額することがあります。
- 2 感染症、広範囲にわたる事故、またはその他の原因によって支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし、本保険制度の財政に大きな影響を与えるときには、会社は保険金の全部または一部を削減して支払うことがあります。
- 3 前2項の理由により、保険料の増額、保険金額の減額およ

び削減支払を行う場合、その理由および変更の内容、その他必要な事項を変更日の前に保険契約者または保険金受取人に文書にて通知します。

第30条 管轄裁判所

本保険契約に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険契約者もしくは保険金受取人（保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

第31条 インターネットによる保険加入申込に関する特則

- 1 保険契約者がインターネットを経由して保険契約の申込を行う場合には、この特則を適用します。
- 2 この特則を適用した場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者は保険契約者とします。
 - (2) 保険契約者は、インターネット上に会社が設けた契約申込画面において保険契約の申込に係る必要事項を入力し、インターネットを経由して会社へ送信することにより、保険契約の申込を行うものとします。
 - (3) 第19条（告知義務）を、つぎのとおり読み替えます。保険契約の締結の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、契約申込画面で会社が告知を求めた事項について、保険契約者は、その契約申込画面に必要事項を入力したうえで、インターネットを経由して会社へ送信することにより告知することを要します。
 - (4) 会社は、前号により保険契約者から送信された必要事項の受信をもって告知があったものとして取り扱います。また、会社は、必要事項の受信を確認したうえで、インターネットによって告知を受け付けた旨を電子メールにより通知します。
 - (5) 保険契約者は、インターネット上の契約申込画面において重要事項説明書等（契約概要、注意喚起情報、意向把握・確認書面）の確認と同意をしなければなりません。

保険料定額更新のための保険金額設定に関する特約 （略称：保険料定額更新特約）

（2009年5月11日制定）
（2016年2月 1日改訂）

この特約の趣旨

この特約は、保険契約者があらかじめ指定した保険料に基づいて、主契約の更新後の保険金額を設定し直すことを主な内容とするものです。

第1条 特約の締結

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条 更新後の保険料の指定

保険契約者は、会社の定めるところにより、あらかじめ主契約の更新後の保険料を指定するものとします。

第3条 更新後の保険金額の設定方法

- 1 主契約の更新にあたっては、更新後の保険料が前条に基づき保険契約者が指定した額と同じになるように、主契約の更新後の保険金額を設定します。
- 2 前項の保険金額の設定は、会社の定めるところにより更新時における被保険者の年齢に基づき計算します。

第4条 特約の中途付加

- 1 主契約の更新に際し、保険契約者から申出があったときはこの特約を締結し、当該更新日をもって特約の中途付加を行います。
- 2 保険契約者は、主契約の更新日の1カ月前までに会社の定める方法によりこの特約の中途付加の申込を行うことを要します。

第5条 特約の同時消滅

主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第6条 特約の解約

この特約のみの解約はできません。

第7条 特約の更新

主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。

特別条件付保険特約

（2014年5月26日制定）
（2016年2月 1日改訂）
（2018年4月 1日改訂）
（2020年4月 1日改訂）

第1条 特約の締結

保険契約の締結の際、被保険者の健康状態、病歴、その他が会社の定める「引受査定基準」において「標準体」に合致しない場合、会社は、この特約を付加し保険契約を締結することがあります。

第2条 特約の適用方法

- 1 この特約を付加する際、申込保険金額を制限して保険契約を締結する場合があります。
- 2 この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの第1号から第3号までのうちいずれか一つの方法を適用します。
 - (1) 保険金削減支払法
ア. 責任開始日から起算して会社の定める削減期間内に被保険者が死亡したときは、引受けた保険金額に保険証券記載の割合を乗じた金額を支払います。ただし、その原因が不慮の事故の場合は引受けた保険金額の全額を支払います。
※不慮の事故による死亡は、（別表2）に定めるところです。
イ. 削減期間内の支払保険金の額は「引受保険金 × 支払率」とし、その支払率および削減期間は、保険証券に記載します。
 - (2) 特別保険料領収法
ア. 会社は、この特約が付加された保険契約については、普通保険料に上乗せして特別保険料を領収します。
※普通保険料とは、主契約に適用される保険料をいいます。
イ. 特別保険料の額は「普通保険料 × 乗率」とし、その乗率および領収期間は、保険証券に記載します。
 - (3) 加入条件緩和法
ア. 徴収する保険料は、加入条件緩和法が付加された保険契約の保険料とします。
イ. 普通保険約款第1条第1項の規定にかかわらず、保険期間中に被保険者が死亡した場合、加入条件緩和法が付加された保険契約の保険金額は、以下のとおりとします。
 - ① 責任開始日以後1年以内の病気による死亡
保険証券記載の保険金額の20パーセント
 - ② 責任開始日以後1年を超えた病気による死亡
保険証券記載の保険金額
※「病気による死亡」とは、不慮の事故以外の事由による死亡をいいます。
 - ③ 上記①および②の規定にかかわらず、不慮の事故により保険期間中に被保険者が死亡した場合
保険証券記載の保険金額
- ウ. 普通保険約款第5条第1項の規定にかかわらず、加入条件緩和法が付加された保険契約の保険料の払込方法（回数）は、月払（12回）のみとします。

第3条 特約の更新

- 1 本条規定によって特約が更新された場合には、第2条（特約の適用方法）の適用にあたっては、更新前と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
- 2 この特約のみの更新辞退はできません。保険契約者からこの特約の更新に対して辞退の旨の申出があった場合は、主たる保険契約の更新もあわせ、辞退があったものとして取り扱います。

第4条 特約の解約

この特約のみの解約はできません。

別表1

<p>1. 保険金等請求に必要な書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社所定の請求書 ② 会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 ③ 被保険者の住民票 ④ 保険金受取人の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）と本人確認書類 ⑤ 保険証券 <p>2. 保険契約者の住所等の変更、保険契約者・被保険者・保険金受取人の改姓、改名、改称</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社所定の変更届出書 ② 改姓・改名・改称のときは会社指定の本人確認書類 <p>3. 保険金受取人の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社所定の変更届出書 ② 保険契約者の本人確認書類 ③ 保険証券 <p>4. 保険契約者の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社所定の変更届出書 ② 保険契約者の本人確認書類 ③ 保険証券 <p>5. 解約</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社所定の請求書 ② 保険契約者の本人確認書類 ③ 保険証券 <p>6. 更新時における保険金額の減額・払込回数の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社所定の変更届出書 <p>7. 指定口座の変更</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 会社所定の変更届出書 ② 預金口座振替依頼書 <p>* 会社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。</p> <p>* 本人確認書類とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保険契約者が個人の場合は、「運転免許証、各種健康保険証、年金手帳等、パスポート（旅券）、印鑑登録証明書」など。 2. 保険契約者が法人の場合は、契約者である法人と、取引担当者双方の本人確認が必要です。取引担当者の本人確認は上記1. の保険契約者が個人の場合と同様です。法人の確認は、登記事項証明書（登記簿謄本・抄本）または印鑑登録証明書等により行います。 <p>(注) 保険契約者が国・地方公共団体等である場合の本人確認は、取引担当者の方の本人確認を行います。</p>
--

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表号
1. 鉄道事故	E800～E807
2. 自動車事故	E810～E819
3. 自動車非交通事故	E820～E825
4. その他の道路交通機関事故	E826～E829
5. 水上交通機関事故	E830～E838
6. 航空機および宇宙交通機関事故	E840～E845
7. 他に分類されない交通機関事故	E846～E848
8. 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E850～E858
9. その他の個体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E860～E869
10. 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E870～E876
11. 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの。 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E878～E879
12. 不慮の墜落	E880～E888
13. 火災および火焰による不慮の事故	E890～E899
14. 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E902）」、「旅行および身体動揺（E903）」および「飢餓、渴、不良環境曝露および放置（E904）中の飢餓、渴」は除外します。	E900～E909
15. 溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E912）」は除外します。	E910～E915
16. その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および、「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E916～E928
17. 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E930～E949
18. 他殺および他人の加害による損傷	E960～E969
19. 法的介入 ただし、「処刑（E978）」は除外します。	E970～E978
20. 戦争行為による損傷	E990～E999